

入札結果メール配信サービス(有料)利用規約

第1条（目的）

本規約は、有限会社建設興業タイムス社（以下「当社」と略記）が運営する「入札結果メール配信サービス（有料）」（以下「当サービス」と略記）を利用するための当社と会員との間の契約条件を定める。

第2条（サービス内容）

- (1)当サービスは、建設興業タイムス紙面に掲載される入札結果を、メールを利用して配信する会員制の有料サービスである。
- (2) 当社は会員への事前通知なく、会員に提供する前項のサービス内容の追加、変更、部分改廃等を行うことができ、会員はこれを承諾するものとする。この追加・変更等が生じた場合、当社は当該内容を何らかの手段で通知するものとする。
- (3) 当サービスは、システムの保守・点検または不測の事態等により、事前通知することなく、当サービスを一時停止することができる。
- (4) 当サービスを利用する際に発生する会員側の費用は一切、会員負担とする。

第3条（配信内容）

- (1)当サービスでは、建設興業タイムス紙面に掲載される入札結果（掲載基準＝工事250万円未満、業務100万円未満は削除）を、毎週月・木曜日の午後2時を目途に暫定版、火・金曜日の午後2時を目途に確定版としてメール配信する。ただし、各曜日が祝日・年末年始休みなど当社休業日に当たる場合は、メール配信を停止する。
- (2) 暫定版・確定版とも、当社所定の出稿時間までに確認できた入札結果を掲載するもので、配信日現在の入札結果を掲載するものではない。
- (3) 暫定版に掲載されていた入札であっても、掲載基準に満たなかったり、確認が取れなかった場合などには、確定版で当該入札を削除することがある。
- (4) 当サービスでは会員特典として、発注機関別に1カ月の入札結果をまとめた「入札結果マンスリー」をデータ整理完了後、無料配信する。また、建設興業タイムス紙面や当サービスの維持または向上を図るためのアンケート調査、当社刊行物や企画などの各種情報を当サービスを通じて配信することができる。

第4条（会員）

- (1)会員とは、本規約を承諾した上で、所定の申込手続きを経て入会した個人・法人、団体等をいう。ただし、入会を承諾するに当たり、支障があると判断した場合、当社は加入を断ることができる。
- (2) 1会員当たり1アドレス（携帯アドレスを除く）の契約とするが、同一会員が複数アドレスを申し込む場合、2アドレス目以降については、当社所定の利用料金を30%オフとする。

第5条（入会）

- (1) 当サービスへの入会は、当社所定の申込手続きに従い、申込者が行うものとする。
- (2) 入会申込者は、本規約に同意の上、入会するものとする。
- (3) 入会に当たっては、当社が入会申込者に会員登録完了をメールで通知した時点をもって、当サービスの利用契約が成立するものとする。

第6条（契約期間・利用料金）

- (1)契約期間は当月1日から末日までの1カ月間を基本とし、1カ月当たりの利用料金は購読者1,500円、非購読者5,000円とする。ただし、月の途中で当サービスを開始する場合は、当該契約月に限り、契約成立日以降の日割り計算（契約成立日の翌日から末日までの日数÷当月日数※いずれも日曜・祝日等を含む、1円未満の端数は切り捨て）により、利用料金を請求する。
- (2)年間契約を希望する場合の契約期間は、当月1日から1年が満了する月の末日までとし、利用料金は1年間当たり、購読者16,000円、非購読者56,000円とする。ただし、月の途中で当サービスを開始する場合は、当該契約月に限り、前項で規定する日割り計算により、利用料金を請求する。
- (3)年間契約をした会員が、同契約期間内に新聞購読を中止した場合、その中止した月の末日をもって年間契約を解約し、当サービスを停止する。この場合、前払い済みなどの利用料金は一切払い戻しなどできないものとする。また、非購読者料金で年間契約した会員が、同契約期間内に新聞購読を開始しても、同契約期間満了までは非購読者料金とする。
- (4)利用料金については、月間契約の場合、会員が申込手続き時に指定した方法により請求するものとする。ただし、年間契約をした際の利用料金は、購読者・非購読者に関わらず、一括前払いとし、契約成立（更新）後、直ちに請求するものとする。

第7条（退会・契約の継続等）

- (1)当サービスを退会する際は、当社所定の退会手続きによって届け出るものとし、この場合、会員等は契約済みの利用料金について支払い義務を負うとともに、前払い済みなどの利用料金は一切払い戻しなどできないものとする。ただし、契約期間が満了する当月の25日までに、当社所定の退会手続きがない場合、契約は自動継続されるものとする。
- (2) 当サービスの申込内容に変更等があった場合、会員は所定の方法によって、速やかに届け出なければならない。

第8条（禁止行為）

- (1) 当サービスにおいて、下記の行為は禁止する。
 - ① 当サービスにより、他利用者や第三者に迷惑・不利益等を与える行為。
 - ② 当サービスに支障を来す恐れのある行為。
 - ③ 当サービスで知り得た情報を、第三者に無償・有償を問わず譲渡・漏洩、またはその結果によって不利益・損害を与える行為。
 - ④ 当サービスの著作権およびその権利を侵害する行為。
 - ⑤ その他、当社が不適当と判断した行為。

第9条（個人情報の取り扱い）

- (1)当社は、個人情報保護の重要性を認識し、適切に利用し、保護することが社会的責任であると考え、個人情報の保護に努めるものとする。

第10条（免責）

- (1)当サービスは、システムの保守作業や不測の事態などにより、利用を一時、一方的に停止することがあり、その際、当社は賠償責任を負わないものとする。
- (2)会員が、利用できなかったことによる逸失利益その他一切の損害について、当社は賠償責任を負わないものとする。
- (3)会員が当サービスの利用およびその結果により損害を被った場合、または他の会員や第三者に損害を与えた場合、当該会員は自ら一切の責任を負うものとし、当社を一切免責するものとする。

第11条（会員資格の取消等）

- (1)当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員への事前の通知や催告なしに当サービスの一時的停止または会員資格の取消をすることができるものとする。この場合、会員等は契約済みの利用料金について支払い義務を負うとともに、前払い済みなどの利用料金は一切払い戻しなどできないものとする。
 - ① 第8条に定める禁止行為があったと判明した場合
 - ② 本規約に違反や利用申し込み内容に虚偽があったことが判明した場合。
 - ③ 利用料金等を請求後30日以内に入金しなかった場合。

付則

本規約は2008年2月16日より発効する



建設興業タイムス